

## 松戸市私道共同排水設備修繕補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）において、既設の共同排水設備を修繕する工事（以下「修繕工事」という。）を行う者に対し、当該修繕工事に係る費用について、松戸市補助金等規則（昭和55年松戸市規則第17号）（以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することにより、生活環境の向上に寄与するとともに、所有者による共同排水設備の適正な維持管理を促進し、公共下水道の適正な保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 処理区域内に存する道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路（以下「公道」という。）以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、現に一般の交通の用に供されているものをいう。
- (2) 共同排水設備 下水道法第10条第1項に規定する排水設備で、複数の宅地等からの下水を公共下水道に排除するためのものをいう。
- (3) 修繕 既設の私道に敷設されている共同排水設備の一部を修理し、機能を維持する行為をいう。
- (4) 工事施行者 私道に接する建築物の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で当該私道において修繕工事を行う者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、下水道法において使用する用語の例による。

### (補助対象)

第3条 市長は、処理区域において次の各号に掲げる条件を備えている場合には、修繕工事を行う工事施行者に対し、補助金を交付する。

- (1) 当該私道の一端が公道に接続していること。
- (2) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく修繕工事を行うことができるものであること。
- (3) 当該私道の敷地所有者から共同排水設備に関する修繕工事の承諾が得ら

れているものであること。

(4) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。

(5) 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(6) 修繕工事は、共同排水設備の敷設後30年を経過したものであること（敷設の時期が不明である場合にあっては、当該地域が処理区域として公示されてから31年を経過したものであること。）。

(7) 過去に修繕（この要綱に基づく補助金の交付を受けて行ったものに限る。）を行った箇所については、修繕後10年を経過したものであること。

ただし、直近の補助金交付決定において共同排水設備（本管）の全部を修繕した場合は、修繕後30年を経過したものであること。

2 補助金の交付の対象は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、舗装（道路の原形復旧として行うものを除く。）の工事は、除くものとする。

（対象費用及び額）

第4条 補助の対象となる費用は、当該修繕工事費（既存埋設物の移設等の費用を含む。）及び路面原形復旧工事に係る費用に10分の9を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 工事施行者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、原則として修繕工事に着手する前に、松戸市私道共同排水設備修繕補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 指定工事店から徴取した見積書及び設計図の写し

(2) 私道位置図（案内図）

(3) 公図（私道共同排水設備に係るもの）

(4) 私道共同排水設備修繕申請者名簿（第2号様式）

(5) 私道共同排水設備修繕承諾書（私道敷地所有者のもの）

(6) 土地登記簿謄本（私道敷地に係るもの）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の可否の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、松戸市私道共同排水設備修繕補助金交付決定（却下）

通知書（第3号様式）を工事施行者に通知するものとする。

（工事の施工）

第7条 工事施行者は、修繕工事を指定工事店に施工させるものとする。

（工事の変更）

第8条 工事施行者が補助金の交付決定を受けた後に、申請内容を変更しようとする場合は、松戸市私道共同排水設備修繕工事変更承認申請書（第4号様式）により申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めたものについては、この限りでない。

2 前項の規定により変更を承認したときは、松戸市私道共同排水設備修繕補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により工事施行者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第11条の規定により実績報告する場合は、当該事業完了後速やかに、松戸市私道共同排水設備修繕補助金実績報告書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）私道共同排水設備修繕工事調書
- （2）竣工図
- （3）その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第10条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市私道共同排水設備修繕補助金交付額確定通知書（第7号様式）によるものとする。

（請求）

第11条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市私道共同排水設備修繕補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第12条 市長は、工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は第8条第2項に規定する通知を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は第8条第2項に規定する通知を受けたとき。
- （2）市長が付した条件又は市長の指示に従わなかったとき。
- （3）第3条第1項各号に掲げる条件に適合しないとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定又は第8条第2項に規定する通知を取り消すときは、松戸市私道共同排水設備修繕補助金交付決定（変更）取消通知書（第9号様式）により工事施行者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定又は第8条第2項に規定する通知を取り消した場合において、既に工事施行者に補助金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

（共同排水設備の維持管理）

第14条 工事施行者は、修繕した共同排水設備について、当該排水設備の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

共同排水設備の施設	(1) 私道排水管の一部又は全部の修繕 (2) 私道ます（私道集水ますを除く。）の修繕（蓋の交換、高さ調整のみの修繕は除く。） (3) 私道取付管の修繕 (4) その他市長が必要と認めるもの
その他	修繕工事に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので市長が必要と認めるもの